主な指摘事項【地域密着型通所介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	契約書又は重要事項説明書等(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ・事業の目的について記載すること。 ・逆業者の職種、員数及び職務の内容について記載すること。 ・営業日及び営業時間について、契約書等と運営規程との間で齟齬が見られるため、統一した内容を記載すること。 ・利用定員について記載すること。 ・利用料金の記載について、利用者負担額の負担割合が1割、2割及び3割のいずれの場合についても記載すること。 ・利用料の記載について、重要事項説明書と契約書との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等を記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の記載について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、統一した内容を記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の記載について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、統一した内容を記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・記録の保存期間が2年間となっているため、完結の日から5年間とすること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・苦情に対する相談窓口について、国民健康保険団体連合会についても記載すること。	7件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・利用料金の記載について、利用者負担額の記載が1割、2割及び3割のいずれの場合についても記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の金額について、契約書等との間で齟齬が見られたため、実際の金額を記載すること。 ・サービス利用に当たっての留意事項について記載すること。 ・虐待の防止及び身体的拘束等に関する研修の実施頻度を年1回以上としているため、年2回以上とすること。 ・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、完結の日から5年間とすること。	6件
運営	勤務体制の確保等	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な 措置を講じること。	4件
運営	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画として、消防法に基づく消防計画のみならず、風水害、地震等の災害に対処するための計画についても併せて策定し、双方の計画に基づく必要な訓練を定期的に実施すること。	1件
運営	秘密保持等	すべての従業者について、利用者又はその家族の秘密保持等にかかる誓約書を徴していないため、漏れなく 徴して事業所に保管しておくこと。 また、従業者は退職後もその秘密を保持すべきであることについても記載すること。	2件
運営	広告	事業所で作成されたパンフレットについて、利用料に係る利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割についても記載すること。	1件
運営	苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情対応に関するマニュアル及び記録 様式等を整備し、定期的に従業者に周知させること。	1件
運営	地域との連携等	地域密着型通所介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、当該会議に対し活動状況を報告したうえで、当該会議による評価を受けるとともに、当該会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。 また、当該報告、評価、要望及び助言等についての記録を作成し、公表すること。	2件
運営	運営基準	・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。 ・すべての従業者に対し、事故の発生の防止のための研修を定期的に行うこと。	3件
	1	I.	計27件

計27件